



ふるさと見て歩き

小瀬一揆



明治政府のもたらした新制度には、版籍奉還、廃藩置県、学制発布などのほかに税制の変革として地租改正がありました。江戸時代には年貢として作物で納めていた税を一律で地価の三パーセントと定め、その金額を納めさせるといふものでした。凶作も顧みないこの政策には全国で制度そのものへの反対一揆や地租の軽減一揆が続出します。市内の広い地域が舞台となった明治九年の一揆の跡を歩いてみましょう。

◆一揆の経過

明治六（一八七三）年から実施された地租改正により、土地にかかる税金が米などの収穫物に代わってすべて金納となりました。明治九年に

納めるべき税額は前年の米代金を基礎にしていきましたが、折悪く明治八年は不作だったため米代金は高騰していました。それに比べて翌九年の米代金は例年のない安値であったため、負担の重さは過酷なものでした。換算するとほぼ例年の倍の量の米を売らなければ税を納められないような状況だったのです。

これに対し同年四月、小舟村の本橋次左衛門らは茨城県権令（県知事）中山信安に陳情書を提出して窮状を訴えましたが聞き入れられませんでした。その後も本橋は機を窺っていました。十二月六日には上小瀬・小舟両村の農民が他村の村人とともに地租の納入期限の延期を願ひ出ることを決定しました。これをきっかけ



▲農民が集結したと言われる小祝神社付近

けに周辺の村から約八百人の農民たちが小祝村に結集しましたが、駆けつけた警官によって解散を命じられます。緊張が高まる中、翌日出張してきた巡査を村民が殺害するという事態に発展し、更には周辺村民へ一揆勢への参加を強要しつつ県庁へ向けて南進していきました。警戒を強めた県庁は、旧水戸藩士族らに応援を要請し、三百人を集めました。一揆勢は途中の藤井村（水戸市）で更に二人の警官を殺害し、状況は悪化の途をたどります。その後、警官と士族側の急襲により、一揆勢は壊走し、警官側の投入した懲役囚により首謀者のひとり大町甚左衛門が殺害され、一揆勢は壊滅、捕縛され終息したのでした。

◆一揆のその後

一揆に参加した者の処罰は厳しく、死亡者は刑死者も含めて一〇人、懲役刑二四人、罰金刑一〇六四人を数え、参加した二郡三二ヶ村に及ぶ村々も疲弊の度を強めました。

県内ではこれに先立って真壁でも同様の騒動があり、この後愛知、三重、岐阜などでも地租軽減や反対の一揆が起きました。しかし、これらの民衆運動により政府は地租を引き下げる方針を固め、明治十年には地価の三パーセントだった税率は二・五パーセントとなりました。本

橋らの行動は政府側からは「暴動」とされ処罰の対象となりましたが、地域住民の生活を守るための切実な要求から生まれたものでした。そしてそれは結果的に税率の引き下げをもたらししました。

一揆の参加者たちについては代々語り継がれ、一揆の数え歌も残されています。当初は政府に逆らった「叛逆者」とされ、公に祀ることを禁じられていましたが、戦後の民主化の中で見直され、顕彰されるようになりました。昭和三十年には小瀬一揆八十年を記念して上小瀬地内に義民堂が建設されました。そして百年を経た昭和五十年には現在の緒川総合センター敷地内に義民顕彰碑が建てられました。

（歴史民俗資料館）



▲義民堂。現在も線香や花を手向ける人が絶えません